

天正拾四

利次 在判

十月十二日  
高德寺

御同宿中

(利次は前田利秀の前名なり。高德寺は、天正十三年十一月廿九日地震の際利次の父秀繼が木船城に壓死せしを以て、菩提所として矢波村に創設せし所に於て、後に永傳寺と改む。天正十五年七月六日の條参照。)

十二月八日。前田利家、羽咋郡の百姓に、その産駒を隠匿するを戒む。

一九五二

【三輪文書】

國中駒付ニ付て、在々百姓近年者駒を隠候由に候へ共、于今不加成敗候。當年より若於隱置者、聞出シ次第、駒一疋ニ付て三百疋宛、惣地下より可取候。可成其意もの也。

天正十四

在印

十二月八日  
羽喰郡 在々百姓中

【三輪文書】

羽喰郡駒付之事

一九五三

三輪藤兵衛  
山口藤五郎  
宇野丹助  
小三郎

右之在々、年々駒を隠由候へ共、于今何共不申付候。當年者我々留主といひ、かたゞ可隱候間、念を入あらため可申候。若又かくさせ於置者、奉行共可爲越度者也。

天正十四  
十二月八日

在印

十二月十三日。京大徳寺玉仲宗瑋、前田利春の書像に讚す。

一九五四

山城

【舊興臨院藏書幅】  
能州太守平氏前田筑前刺史。先考之法名曰休岳道機菴主。絶代之武勇而國家之爪牙也。有厥之令子十倍於父才振武威者。復具忠孝矣。洛之城北龍寶山下有興臨院。寄一

大宮司

櫻井監物承殿

(京都御普請とは聚樂亭建築のことなるべきを以てこの年に收む。)

二月十三日。前田利家、能登の郡村に、その境界を正し田畠を荒廢せざらしむ。

一九五六

【三輪文書】

定

一、四郡堺目之事、百姓共罷出、如繩打時塚をつき堺を可立。若相紛子細有之者、後日可成敗候。并在々堺目いづれも可立候事。

一、在々山畑を新儀に開、なほの田之田畠を荒置候條、所詮山畠ニ年貢を可取候。但先規之田畠を不荒において者可免之者也。

天正十五  
二月十三日

在印

鹿嶋郡

在々百姓中

莊而爲墳寺也。前之太守者創建之寺也。今也百廢共興。以成新建立矣。院主感志之所之。模寫厥之肖容。以需讚語於愚。不得更固拒讚焉。抒蕪辭曰。

模寫虛空作面門。岸烏帽大坐當野。活機用佛魔同境。点檢來凡聖一源。定計策立勝幡。吹毛本是鐵崑崙。之震海市登州裏。未見畫留與子孫咄。

(一字脱カ)

天正十四載龍集丙戌抄月十又三日

黄梅村玉仲子書 在印

天正十五年

丁亥

紀元二二四七

正月十五日。前田利家京より、羽咋郡氣多社に、その年始の御祓等を贈れるを謝す。

一九五五

【氣多神社文書】 羽咋郡

年頭之爲祝儀、牛玉・御祓并蛇十到來、遠路祝着ニ候。然者京都御普請ニ付て逗留候。彌祈念由斷有間布候。尙期面之時候。謹言。

(天正十五年)  
正月十五日

在印